

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年10月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300215号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300053号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成26年8月25日は12万8,000円、同年12月25日は14万円、平成27年8月14日は20万円、同年12月25日は27万円、平成28年6月10日は28万円、平成29年6月9日は30万5,000円、平成30年7月10日は25万円に訂正することが必要である。

平成26年8月25日、同年12月25日、平成27年8月14日、同年12月25日、平成28年6月10日、平成29年6月9日及び平成30年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年8月25日及び平成27年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成26年12月25日、平成27年8月14日、平成28年6月10日、平成29年6月9日及び平成30年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年8月25日
② 平成26年12月25日
③ 平成27年8月14日
④ 平成27年12月25日
⑤ 平成28年6月10日
⑥ 平成29年6月9日
⑦ 平成30年7月10日

各請求期間においてA社に勤務し、賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、請求者から提出された預金通帳の写し、金融機関から提出された請求者の取引明細表及び同僚から提出された賞与に係る明細書（以下「支給及び控除資料」という。）により、請求者は、各請求期間にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、各請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万8,000円、請求期間②は14万円、請求期間③は20万円、請求期間④は27万円、請求期間⑤は28万円、請求期間⑥は30万5,000円、請求期間⑦は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、日本年金機構が保管している請求期間①及び④に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る請求者の賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が請求者に係る請求期間②、③、⑤、⑥及び⑦の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。